

平成28年7月21日(木)
午後3時30分
特別会議室(高層棟4階)

吹田市総合教育会議

次第

1 吹田の学校教育の現状について

2 その他

配付資料

資料1 吹田市総合教育会議運営要領

資料2 吹田の教育に関する分析

吹田市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定により平成27年4月1日に設置された吹田市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 会議において協議し、又は調整する事項は次のとおりとする。

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) その他市長又は教育委員会が必要と認める教育行政に関する課題

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取等)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(出席者)

第6条 会議のオブザーバーとして、副市長が出席することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるときと認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要領は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月21日から施行する。

○吹田の教育に関する分析 ～強み(Strength)～

内部環境 (学校教育)	市固有事項	<p>勉学に関する強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学力(平均点)が高い ・学校の教育研究組織体制の充実 ・幼小中一貫教育の取組 ・市独自の副読本の作成 ・小学校英語教育の充実度合 <p>教育環境に関する強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC、教育相談員の派遣による学校支援 ・SSWの派遣による学校支援 ・読書活動支援員を各小学校へ1名配置することによる学校図書館の活用機会の増加 	<p>勉学以外の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象とした体験活動の場が多い ・課外クラブ、部活動が盛ん ・取組や成果を発表する場が多い <p>水泳に関する強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの泳力が高い ・全小学校に小プールが設置 ・臨海学習の取組
	全国共通事項	<p>行政との連携に関する強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育会議開催による市長事務局との連携 	

○吹田の教育に関する分析 ～弱み(Weakness)～

		対応策
内部環境	市固有事項	
	<p>人材に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育が必要な子どもの増加に伴う指導体制 ・相談業務の人員体制不足 ・特殊な専門分野に精通した職員の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努める
	<p>予算に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員用PCの不足 ・児童用・教室用ICT機器の不足 ・学校の特別教室の空調設備が未整備 ・学校等、教育関係施設の老朽化 ・学校に維持管理や備品教具の更新のための予算の確保が充実していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を立て、教育施設・情報教育設備の整備を図る
	<p>教育環境に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過大校と小規模校が混在し、学校規模の差が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて学校規模・配置の適正化や見直しを検討する
	<p>組織に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館と市立図書館との連絡便が無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡便の整備を図る
全国共通事項	<p>人材に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における管理職候補者の不足 ・ベテラン教職員の大量退職 ・経験の浅い教職員の占める割合が大きい ・教員の世代交代による技術の継承の難しさ ・教員の年齢層がアンバランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職・指導主事の計画的な任用・育成 ・若年層からの学校管理職・指導主事の選抜・育成 ・優秀な学校管理職を確保するための選考・任用制度の改正
	<p>格差に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済力に裏打ちされた学力の格差 ・運動する子どもとしない子どもの二極化 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育教科以外で運動をする時間を設ける ・地域のスポーツ環境の充実 ・教員の増員、経験豊富な教員の配置 ・社会経済的に恵まれない地域に対して、行財政的な支援
	<p>労働環境に関する弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病休教員の増加 ・教頭に業務が集中 	<ul style="list-style-type: none"> ・校務のICT化の推進 ・外部指導者の導入促進 ・教頭の校務に関する業務を補佐する非常勤職員等の登用 ・労働安全衛生管理体制の整備・充実

○吹田の教育に関する分析 ～機会(Opportunity)～

外部環境

市固有事項

生涯学習にかかわる機会

- ・学校施設を利用した生涯学習拠点への提供
- ・出前講座などによる学習事業

市民意識にかかわる機会

- ・市民の期待の高さ
- ・地域の人材が豊富
- ・地域との結びつきが強い
- ・市民が参画するイベント・展示等が多数ある
- ・青少年団体の協力・支援
- ・青少年関係団体を核とした地域での活動

専門性を生かしたサービス等の展開にかかわる機会

- ・専門職が多い
- ・専門職による専門相談が可能
- ・職員の専門性を生かしたスポーツ関連事業の展開

大学との連携がもたらす機会

- ・市内に5大学と大学の数が多く、大学連携がさかん
- ・地域に開かれた大学がある

児童育成に関する機会

- ・太陽の広場が全ての小学校にある
- ・留守家庭児童育成室と放課後子ども教室事業の連携

住環境がもたらす機会

- ・公園や緑が多い
- ・生活環境が良い
- ・交通の便が良いなど、働きざかりが生活しやすい住環境
- ・子育て世代の増加による、こどもの数の増加

施設の充実がもたらす機会

- ・青少年相談の拠点施設がある
- ・エキスポシティ(OEV)や、市立吹田スタジアム、「健都」など教育につながる新しい施設の増加
- ・色々な施設が身近にある
- ・スポーツ施設利用料の改定
- ・自然体験施設の充実
- ・体育館・図書館の充実
- ・旧中西家住宅など文化財施設の活用

サービスの充実がもたらす機会

- ・夢つながり未来館での中高生の居場所提供
- ・青少年に対する多様な自立支援のための相談窓口の設置
- ・公共施設を活用した高齢者の居場所の提供
- ・幅広い世代のニーズに対応した図書館サービスの提供
- ・幅広い図書館サービスの充実
- ・PC・スマホによる図書館情報の提供
- ・図書館ネットワークを利用したあらゆる分野の業務への資料提供

○吹田の教育に関する分析 ～脅威(Threat)～

		対応策	
外部環境 (学校教育)	市固有事項		
	人口増がもたらす脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な住宅開発によってもたらされる急激な人口増 ・短期的には増、長期的には減という現象がもたらす将来的な人口ビジョン策定の難しさ ・偏った地域の人口増による教室不足の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎改造等による教室の増室
	地域間格差がもたらす脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区の人口構成・施設等が異なることによる地域での活動内容の格差 ・太陽の広場と地域間の諸条件の違い ・図書館未設置地域によるサービスの地域間格差 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係団体や府教委等と連携し、教育格差・学校間格差の対応策を検討 ・少人数学級、放課後学習支援事業の拡充 ・教員の増員 ・自動車文庫の定期的な巡回 ・公民館・図書室への資料提供
	人材にかかわる脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の指定管理制度によるノウハウの引き継ぎと雇用不安 ・特殊な専門分野に精通した職員の減少 ・優秀な人材の他市への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウの明文化 ・適正な待遇の提供 ・仕様書への記載 ・市の魅力をアピール
	施設にかかわる脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の公民館の管理運営体制 ・図書館の業務委託と司書の専門性を発揮する事業展開 ・中央図書館の耐震化 ・博物館の収蔵スペース不足 ・バリアフリーへの未対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のマニュアル策定 ・新事業の検討 ・耐震化・バリアフリー化の促進 ・公共施設の利用及び収蔵庫の増設
	情報発信力の弱さにとまなう脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の若年層の利用が少ない ・情報発信力が乏しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットユーザーの明確化 ・ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの一層の充実 ・欲しい情報をいつでも、どこでも、誰でも、簡単に入手できる仕組みの整備 ・従来の広報媒体の高度化
全国共通事項	子どもを取り巻く社会状況にかかわる脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・外国からの旅行者の増加によるパンデミックの脅威 ・子供たちへの感染症流行のリスク ・食品偽装など食の安全性低下が学校給食への不信につながる懸念 ・ボール遊びの場が少ない ・青少年を取り巻く社会状況の変化 ・課題を抱える青少年が自殺等にはやる心配 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識と予防方法等の情報提供 ・医療機関との連携 ・給食食材の検査の徹底や市場の食品検査結果の確認の徹底 ・運動場や体育館の開放 ・青少年相談体制の更なる充実 ・うがい、手洗い等の衛生指導の徹底 ・ボール遊びのできる施設の設置
	家庭に潜む問題がもたらす脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育環境の低下 ・保護者のモラルの低下 ・児童虐待の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等のITを利用した家庭教育支援の充実 ・乳幼児だけでなく幅広い子育て世代への相談体制の確立 ・保育所・幼稚園と児童福祉施設、保健センターの連携体制の強化 ・子どもサポートチーム事業の拡充
	地域のつながりの希薄化がもたらす脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのつながり方の変化 ・ボランティアの高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズをとらえた多様な活動機会を提供し、地域社会の再構築を促す ・高齢者ボランティアの継続的な支援 ・新たなボランティア人材の養成と支援
	情報環境の変化にかかわる脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍以外のデータ媒体が主流となった時の図書館の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍の貸出しサービス、館内での電子図書閲覧サービス、端末の貸出し等の実施